

徳島県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第二十五号

徳島県漁港管理条例の一部を改正する条例

徳島県漁港管理条例（昭和四十三年徳島県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「航路及び」を「航路、」に、「を除く。」を「及び第十八条の指定管理漁港施設を除く。」を「に改める。

第九条の二第一項第一号中「限る」を「限り、第十八条の指定管理漁港施設を除く」に改める。

第十条第一項中「甲種漁港施設」を「第八条若しくは第九条の三第二項の規定による届出をし、又は第九条第一項若しくは第九条の二第一項の規定による許可を受けて、甲種漁港施設」に改める。

第二十一条を第三十条とし、第二十条を第二十九条とし、第十九条の前の見出しを削り、同条を第二十八条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付し、第十八条を第二十七条とし、第十七条の次に次の九条を加える。

（指定管理者による管理）

第十八条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に甲種漁港施設のうち次の表に掲げる漁港施設（以下「指定管理漁港施設」という。）の管理を行わせるものとする。

漁港の名称	漁港施設の種類
椿泊漁港	荷さばき所

（指定管理者が行う業務）

第十九条 指定管理者は、次の業務を行うものとする。

- 一 指定管理漁港施設の運営に関する業務（指定管理漁港施設の管理に関する業務と一体として行うものに限る。）
- 二 指定管理漁港施設の施設等の維持管理（知事が指定する補修等を除く。）に関する業務
- 三 第二十一条第一項に規定する利用の許可に関する業務
- 四 第二十五条第一項に規定する利用料金に関する業務
- 五 その他指定管理漁港施設の管理に関し知事が必要と認める業務

（供用しない日及び供用時間）

第二十条 指定管理漁港施設を供用しない日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、臨時に指定管理漁港施設を利用させず、又は当該供用しない日に指定管理漁港施設を利用させることができる。

2 指定管理漁港施設の供用時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、当該供用時間を臨時に変更することができる。

（利用の許可）

第二十一条 指定管理漁港施設の別表第三に掲げる施設（以下「利用施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可（以下「利用の許可」という。）を受けなければならない。

2 指定管理者は、指定管理漁港施設の管理上必要な範囲内で、利用の許可に条件を付することができる。

3 利用の許可の期間は、一年を超えることができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（利用の許可の制限）

第二十二条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- 三 その他指定管理漁港施設の管理上支障があると認められるとき。

（利用の許可の取消し等）

第二十三条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の許可を取り消し、当該利用の許可に付した条件を変更し、又は利用施設の利用の中止を命ずることができる。

- 一 前条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。

二 利用の許可を受けた者が利用の許可に付した条件に違反したとき。

三 利用の許可を受けた者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

四 利用の許可を受けた者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

2 指定管理者は、利用の許可を受けた者が前項の処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

(指定管理漁港施設への立入りの禁止等)

第二十四条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、指定管理漁港施設への立入りを禁止し、又は指定管理漁港施設からの退去を命ずることができる。

一 泥酔者及び伝染性の疾病にかかっていると認められる者

二 前号に規定する者のほか、指定管理漁港施設内における秩序を乱し、若しくは安全をおびやかす行為又はそのおそれのある行為をする者

三 その他この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した者

(利用料金)

第二十五条 利用の許可を受けた者は、利用施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表第三に掲げる基準額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、その旨を告示するものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者の指定の取消し等の際の措置)

第二十六条 地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により、知事が第十八条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて第十九条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該取消し又は停止により指定管理者が行わないこととなつた業務は、知事が行うものとする。ただし、当該業務が同条第四号の業務である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合にあつては、利用の許可を受けた者に対して、使用料を徴収する。

3 前条第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、同条第二項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて」とあるのは「知事が」と、同条第三項中「承認をした」とあるのは「使用料の額を定めた」と、同条第五項中「指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて」とあるのは「知事は、あらかじめ」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第二十一条、第二十五条関係）

区 分		単 位	基 準 額
荷さばき場		一日	水産物の販売金額の合計額に百分の十を乗じて得た額に相当する額
冷蔵庫	一区画一月	一八、〇〇〇円	
冷凍庫	一区画一月	一八、〇〇〇円	
急速冷凍庫	一時間	一、三〇〇円	
会議室	午前	一五、〇〇〇円	
	午後	一八、〇〇〇円	

注 1 この表中「一日」とは、第二十条第二項に規定する供用時間の開始時刻から終了時刻までの間をいう。

2 この表中「一区画」の面積は、二・四二平方メートルとする。

3 この表中単位を時間又は月で定めたもので利用の時間又は期間（以下「利用時間等」という。）が一時間又は一月に満たないものは、それぞれ一時間又は一月とし、利用時間等に一時間又は一月未満の端数を生じた場合は、その端数をそれぞれ一時間又は一月として計算する。

4 この表中「午前」とは午前九時から正午までの間を、「午後」とは午後一時から午後五時までの間をいう。

5 会議室を午前から午後まで引き続き利用する場合の基準額は、三万円とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の第十八条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

3 前項の規定により施行日前において指定管理者に改正後の第十八条の指定管理漁港施設の管理を行わせる場合には、改正後の第二十一条第一項の利用の許

可（施行日以後の利用に係るものに限る。）、改正後の第二十五条第二項の規定による利用料金の額の承認及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、改正後の第二十一条から第二十三条まで並びに第二十五条第二項及び第三項の規定の例により行うことができる。